

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三 非課税の登記等の表(第四条関係)

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一 外国人 技能実習 機構	外国人の 技能実習 の適正な 実施及び 技能実習 生の保護 に関する 法律	事務所用建物(専ら自己 の事務所の用に供する建 物をいう。以下同じ。) の所有権(賃借権を含む 。以下同じ。)の取得登 記(権利の保存、設定、 転貸又は移転の登記をい う。以下同じ。)又は当 該建物の敷地の用に供す る土地の権利(土地の所 有権及び土地の上に存す る権利をいう。以下同じ 。)の取得登記	第三欄の登記 に該当するも のであること を証する財務 省令で定める 書類の添付が あるものに限 る。
一の二 学 校法人(学 私立学校 法(昭和 二十四 法律第二 百七十 号)第六 十 四 条第四 項(専修 学校及び	私立学校 法	一 校舎、寄宿舎、図書 館その他保育又は教育 上直接必要な附属建物 (以下「校舎等」とい う。)の所有権の取得 登記	第三欄の第一 号から第四号 までのいずれ かの登記に該 当するもので あることを証 する財務省令 で定める書類 の添付がある ものに限る。
二 校舎等の敷地、運動			

別表第三 非課税の登記等の表(第四条関係)

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一同上	同上	事務所用建物(専ら自己 の事務所の用に供する建 物をいう。以下同じ。) の所有権の取得登記又は 当該建物の敷地の用に供 する土地の権利の取得登 記	同上
一の二 同 上	同上	一 校舎、寄宿舎、図書 館その他保育又は教育 上直接必要な附属建物 (以下「校舎等」とい う。)の所有権(賃借 権を含む。以下同じ。) の取得登記(権利の 保存、設定、転貸又は 移転の登記をいう。以 下同じ。)	同上
二 校舎等の敷地、運動			

各種学校
（の規定
により設
立された
法人を含
む。）

場、実習用地その他の
直接に保育又は教育の
用に供する土地の権利
の取得登記

三 自己の設置運営する

児童福祉法（昭和二十

二年法律第六十四号

）第三十九条第一項（

保育所）に規定する保

育所（以下「保育所」

という。）若しくは同

法第六条の三第九項（

定義）に規定する家庭

的保育事業、同条第十

項に規定する小規模保

育事業若しくは同条第

十二項に規定する事業

所内保育事業（以下「

家庭的保育事業等」と

いう。）の用に供する

建物の所有権の取得登

記又は当該建物の敷地

その他の直接に保育の

用に供する土地の権利

の取得登記

四 自己の設置運営する

認定こども園（就学前

の子どもに関する教育

、保育等の総合的な提

供の推進に関する法律

場、実習用地その他の
直接に保育又は教育の
用に供する土地の権利
（土地の所有権及び土
地の上に存する権利を
いう。以下同じ。）の
取得登記

三 同上

四 同上

十七〜二十四 省略	十六 脱炭 素成長型 経済構造 移行推進 機構	一の三〜十五 省略	
	脱炭素成長型 経済構造への 円滑な移行の 推進に関する 法律（令和五 年法律第三十 二号）		
	事務所用建物の所有権の 取得登記又は当該建物の 敷地の用に供する土地の 権利の取得登記		（平成十八年法律第七 十七号）第二条第六項 （定義）に規定する認 定子ども園をいう。以 下同じ。）の用に供す る建物の所有権の取得 登記又は当該建物の敷 地その他の直接に保育 若しくは教育の用に供 する土地の権利の取得 登記
	第三欄の登記 に該当するも のであること を証する財務 省令で定める 書類の添付が あるものに限 る。		

十七〜二十四 同上	十六 削除	一の三〜十五 同上	